

市長が「皆さん」の地域へ出向き、「皆さん」がお住まいの地域のお話を「皆さん」とさせていただく「くさの根対話ミーティング」を開催します。

「将来、私たちの地域って - どうなるのかなぁ? 子育て世代の思いを 伝えたい!

皆さんのお話 をお聞かせく ださい。

地域のために自分たちでしたることは何かなぁ?

この地域に住み続けるために必要なものは?



っと「未来」を気軽にお話ししましょう!!

目時 令和5年11月30日(木曜日)

19:00~(1時間程度)

場所 上床公民館

参加者 上床自治会にお住まいの方 子どもからお年寄りまでどなたでも 大歓迎!

お問い合わせ 日置市役所総務企画部総務課広報戦略係 TEL 099-248-9401(直通)

農業用廃農薬・廃プラスチック類 は適正に処理しましょう!

次の日程で農業用廃農薬・廃プラスチック類を回収します。 ルールを守って適正な処分をお願いします

日時:11月7日(火)午前10時~午前10時30分

場所:JAさつま日置

粉剤・乳剤・水和剤	パラコート・銅・亜鉛剤	土壌消毒剤	ピクリン
400円	600円	1,200円	1,200円

印鑑をご持参ください。当日、現金払いとなります。

廃プラスチック

日時:12月22日(金)午前8時30分~午前11時00分

北部営農センター (1 k g あたり) 場所:JAさつま日置

塩化ビニール	農ポリ・マルチ	肥料空袋	プラ鉢・トレー	埋立処理
42円	58円	58円	75円	75円

印鑑をご持参ください。

農業用廃プラスチック類等産業廃棄物を運搬する車両の表示および書類の備付け(携帯)が必要です。

表示義務について

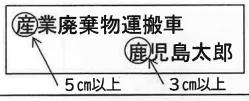
農家が自分で運搬する場合

産業廃棄物を収集運搬している旨の表示

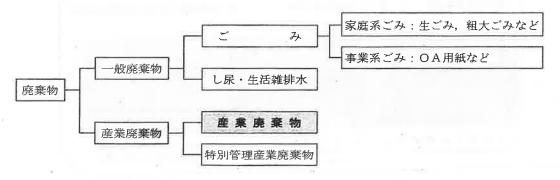
排出事業者名

書類の携帯義務について 次の事項を記載した書類

- ・氏名および住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類,数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



- ●なぜ、適正処理をしなければいけないの?
 - ■農家の皆さんが排出する農ビやポリマルチ等は、「産業廃棄物」です。



産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち廃棄物処理法で定めら れた燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、畜産農業に係る家畜ふん尿など20種類の 廃棄物のことです。

農業は事業活動を伴うもの(産業)ですので、農業から排出される廃プラスチック類 も産業廃棄物になります。

●野焼き・不法投棄は法律で禁止されています

- ■自分の家で焼いたり、自家所有地に埋立てることは「廃掃法」により禁止されています。
- ■廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、排出事業者(農家)の自らの 責任で適正に処理することが義務づけられています。

野焼きの禁止



罰則

3年以下の懲役若しくは300万円 以下の罰金又はこれらの併科

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第26条

山林等への投棄の際止



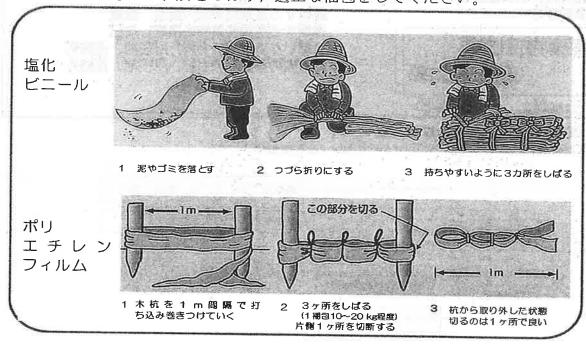
罰則

5年以下の懲役若しくは1000万円 以下の罰金又はこれらの併科

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条

●農業用廃プラ類の梱包の方法は?

- ■塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等の種類別に分別してください。
- ■土や砂はできる限り取り除き、針金等の異物は絶対に混入させないでください。
- ■同じ種類のひもで3ヶ所をしばり、適正な梱包をしてください。



● お問い合わせ先 ● 日置市東市来支所産業建設課農林水産係 電話:274-2114

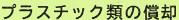


禁止です!

『不法投棄』『野外焼却』

廃棄物の野外焼却は、大量の黒煙や臭いが発生し、近隣に対し大変な迷惑をかけることになります。焼却する過程で、ダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えると言われています。また、火災を引き起こす危険性も考えられます。







ブロック積み



ブロック積み

廃棄物(家庭から出るごみを含む)の不法投棄や野外焼却(野焼き) は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、次のように規定 されています。

投棄禁止 (第16条)

何人も、みだりに廃棄物(家庭から出るごみを含む)を捨ててはならない。

焼却禁止 (第16条の2)

何人も、廃棄物の処理基準に従う場合などを除き、廃棄物(家庭から出るごみを含む)を焼却してはならない。

※ 風俗習慣上または宗教上行われる焼却など、一部野外焼却(野焼き) 禁止の対象外となるものもありますが、野外焼却禁止の例外規定と された行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情などがある場 合は、行政指導などの対象となります。

罰則(法第25条第1項第14号、15号)

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの併科。

※ 例外で認められる野焼きであっても、プラスチック類やゴム類、廃油、 皮革類は焼却禁止です。

【お問い合わせ先】

日置市 市民福祉部 市民生活課 生活環境係 248-9414(直通)

日置市 東市来支所 地域振興課 市民係 274-2113 (直通)



北海道

弟子屈即姉妹都市盟約

結結40周年記念式典

日時:令和5年11月3日(金)午後4時~

会場:東市来文化交流センター(こけけホール)
※どなたでも入場できます。

北海道第子屈叩交流彻窿展

物產展開催日令和5年11月4日巨



【物産展会場】

●江口蓬莱館(実演販売会場)●こけけ特産品販売所 午前9時から午後3時(売り切れ次第終了)

江口蓬莱館にて 先着 100 食限定 幻の「摩周そば」 無料試食会!

(午前 10 時~整理券配布 (午前 11 時~試食会)

江口蓬莱館のみ 実演販売!

- ◆芋団子
- ◆フライドポテト
- ◆じゃがバター

こけけ物産展・ 江口蓬莱館にて 北海道弟子屈町 名産品を販売!

お問い合わせ先:日置市東市来支所地域振興課 TEL099-274-2112 (直通)

産業建設課 TEL099-274-2114(直通)